鉾田市学校跡地利活用事業提案型一般公募に係る審査要領

1 評価方法

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション等の評価は、本要領に基づいて行う。
- (2) 評価基準は、2のとおりとする。
- (3) 評価点は、評価項目ごとにA~Eの5段階に評価し、評価項目ごとの配点に下 記に示す評価割合を乗じて得たものを点数とする。

	A	В	С	D	Е
評価	非常に 優れている	優れている	普通	劣っている	非常に 劣っている
評価割合	100%	80%	50%	20%	0%

- (4) 優先事業者を選定するための審査は、「鉾田市学校跡地利活用事業者選定審査委員会」(以下、「審査委員会」という。) が行う。
- (5) 審査委員会は、事業提案に対する全審査委員の評価点の平均(以下「平均点」という)が、最も高い提案者を優先事業者とする。ただし、最も高い平均点が満点の1/2未満であるときは、該当がなかったものとする。

2 評価基準

評価項目	評価基準	配点	
	事業内容及び特色が明確に示されているか		
事業内容及び特色	市や地域に有益な事業となっているか		
	市の計画と関連性のある事業内容となっているか	2 0	
事業スケジュール	事業化までのスケジュールが明確かつ適切に示さ れているか	2 0	
管理運営方法	事業を実施する体制や管理方法は適切なものとなっているか	2 0	
地域に対する配慮	地域防災や地域活動に対する配慮や連携が示され ているか		
	地域住民の雇用を促進する内容となっているか	2 0	
施設利用レイアウト	施設配置は実現性の高いものとなっているか	2 0	
プレゼンテーション	プレゼンテーションは解りやすく説得力があり、質 問に対する応答は的確であるか	1 0	
価格評価	配点×(見積金額/最高見積金額)	1 0	
合 計			